

令和 8 年 2 月 2 0 日、2 1 日
総合体育館利用者説明会資料
くらしと文化部スポ-ツ振興課作成

総合体育館第 2 スポ-ツホールへの 空調設置の予定について

総合体育館空調設置検討の基本的な考え方

①夏期においても安心・安全にスポーツ・健康づくりが出来る施設整備

スポーツ・レクリエーションの振興・普及を図り、市民の健康づくりを図ることを目的として、設置された総合体育館において、夏期を含め、年間を通じて安心・安全に利用できる施設とする。

②市内最大の避難所として安心して過ごすことのできる環境整備

総合体育館は市内最大の避難所であり、地震・風水害などの災害時は多くの避難者を受け入れる施設となっている。地球温暖化で夏期の水害発生リスクも上昇している中で、空調設置により避難所の安全性向上を図る。

③利用者負担の原則に基づく利用料金の設定

総合体育館への空調設置については大きな整備コスト・ランニングコストが発生する。多摩市民の税金を財源として空調整備をするにあたり、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮し、施設利用者に応分の負担をしていただく。

考え方① 夏期においても安心・安全にスポーツ・健康づくりが出来る施設整備

総合体育館は以下のような役割を果たしている。

スポーツ振興・健康づくり

スポーツの継続的な実施を通じて、体力が向上し、健康が維持・増進に寄与



コミュニティ

スポーツを通じて切磋琢磨し、勝敗を競い合い、人間的な成長を促すとともにスポーツに取り組むことや各種大会の開催などを通じた交流によるコミュニティの形成の場ともなっている。



総合体育館第1・第2SHでは、子供から老人まで多世代がニュー-スポーツなど様-なスポーツに取り組むことで、スポーツの振興、健康増進、コミュニティ形成に寄与している。

考え方② 市内最大の避難所として安心して過ごすことのできる環境整備

- 温暖化が原因である気候変動によって水害の発生リスク増加など避難所の重要性が増している。
- 避難所収容人数は通常1,187名であり市内最大の避難所である。
- 2019年の台風19号では1,300名を超える避難者を受け入れた。
- 夏期に避難者を受け入れるにあたっては、避難する住民が安心して過ごせる環境を整備する必要がある。



市内の中心的な避難所として、安全性の向上を図る



【台風19号で多くの避難者を収容した第1・第2スポーツホール】

検討の背景

(1) 夏期の酷暑化・長期化、熱中症リスクの増大

- ① 近年の気候変動や温暖化により、夏期の酷暑が進行
- ② 総合体育館大規模改修工事時（平成24～25年度）と比較すると、夏期（7～9月）の月平均気温最大4.6℃・月最高気温5.7℃の上昇
- ③ 令和5年7～9月では熱中症指数31以上（危険・運動原則中止）は45日あり、夏期の安全利用に影響を及ぼす恐れ。

(2) 議会・利用者要望等関係者意見

例年第1・2スポーツホールを利用する利用者からのご意見や、多摩市スポーツ協会からの陳情採択、スポーツ推進審議会からの答申等を受けている状況

暑さ指数 (WBGT)による基準域	熱中症予防運動指針※2
危険 31以上	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
嚴重警戒 28以上 31未満	嚴重警戒 （激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高い。激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとる。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	警戒 （積極的に休憩） 熱中症の危険が増す。積極的に休憩をとる。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	注意 （積極的に水分補給） 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

空調設置の方向性

1. メインアリーナである第1スポーツホールへの空調設置を優先し、令和7年度に空調設置工事を実施。

- 令和7年度末までの東京都補助及びスポーツくじ（toto）助成を活用し、まずメインアリーナである第1スポーツホールについて、令和7年度に空調設備を設置する。
- 総合体育館での主要施設であり、数多くの大会会場ともなっている第1スポーツホールから対応することとするもの。
- 現在空調設置工事中。令和8年4月1日より利用再開。空調は夏期から利用開始。

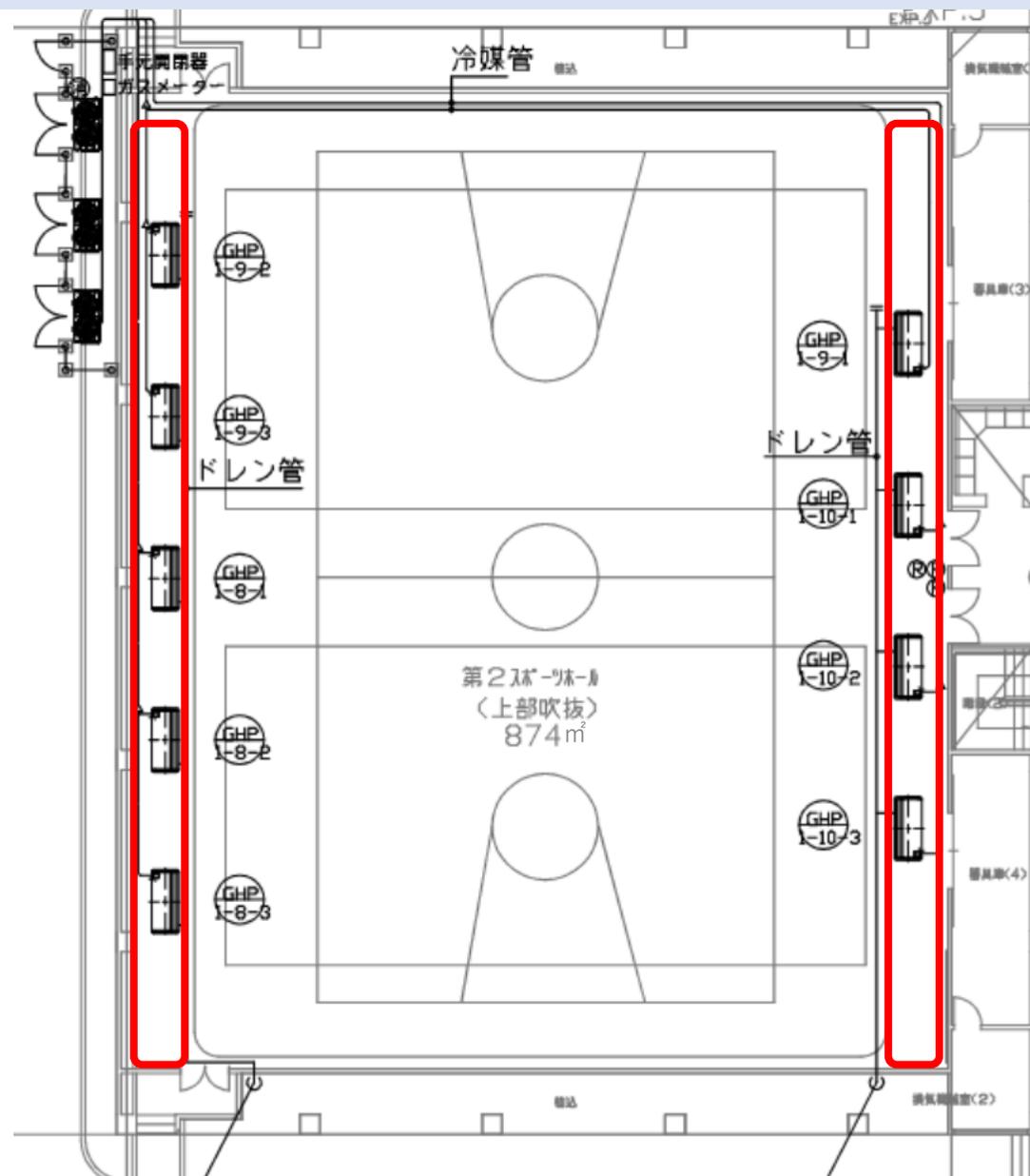
2. 第2スポーツホールについては、令和8年度に設置工事を行う。

- 令和8年度以降も東京都補助の活用が目途がついたことから令和8年度に第2スポーツホールへの空調設置予算を計上。

第2 スポ-ツホールに設置する空調設備

設置予定の室内機 9 台

- 第2 SHランニングコース下部の南北面に室内機を設置
- 室内機設置にあたり、現在設置しているヒ-タ-を撤去
- 1階の競技エリアをスポ-ツ可能なレベルまで冷やすもの（2階ランニングコースまでは冷えない）
- 工事期間中はランニングコースの利用は不可



空調機工事及び駐車場への影響について

工事（閉鎖）期間 令和8年9月～令和9年2月中旬まで（予定）

工事（閉鎖）エリア 第2スポ-ツホール

■室内機のイメージ



■設置の高さイメージ



第2SH2階部分のランニングコース下部のヒ-タ-の箇所に設置

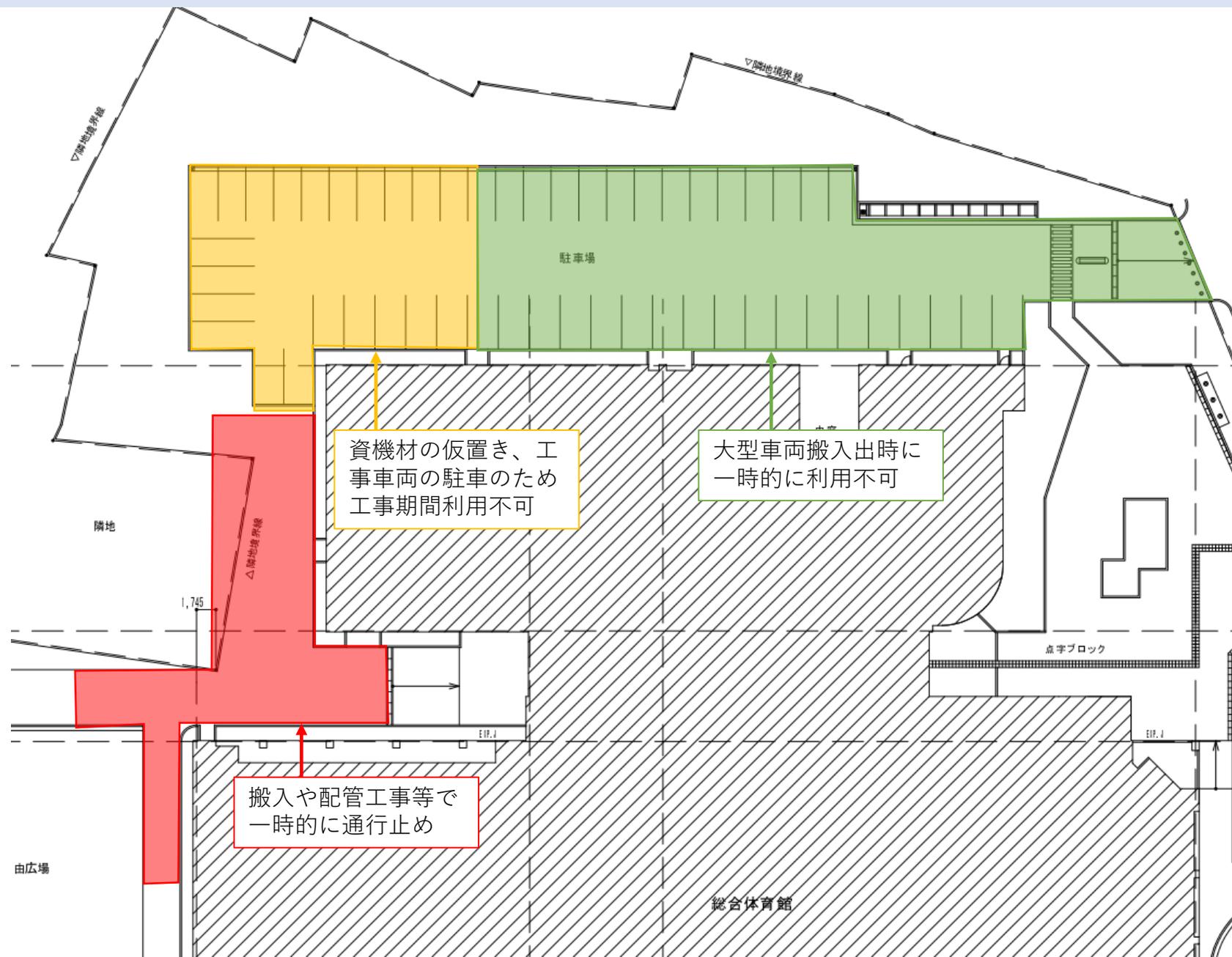
■室外機の設置（令和9年2月以降）

第2SH空調機の室外機は第2SH北側壁面へ設置するため駐車場への影響はない。

ただし、工事期間は工事車両停車や資機材搬入出等で一部閉鎖あり。



工事期間中の第1駐車場への影響



- 工事に伴う駐車場への影響については施工業者と契約後に調整し決定するため以下の運用方法は暫定案
- 工事期間中は第1駐車場を資機材搬入出や工事車両駐車場として利用
- 図面左上（黄色）は工事期間中は利用不可
- 図面上部（緑色）は資機材等搬入出の際に一時的に利用不可
- 図面左部（赤色）は一時的に通行止め
- 土日祝日は工事休止のため大会等への影響は少ない
- 詳細確定後HP等で告知

工事期間中の第1SH 個人開放枠

- 工事期間中は第2SHで実施している個人開放は第1SHで実施を検討。
- 曜日・時間枠はバスケットボール以外変更ないが、奇数週・偶数週で個人開放枠を変更する。
- バスケットボールはゴール設営が必要となるため工事期間中は貸切枠とし、個人開放は行わない。

	枠	時間	月	火	水	木	金	土	日		
第1・3・5週	午前	9:00~ 11:45	貸切枠	貸切枠	バドミントン★	バド 1/2	貸切 1/2	事業 1/3	貸切 2/3	貸切枠	バドミントン★
	午後1	12:30~ 15:15	貸切枠	貸切枠	バドミントン★	貸切枠		バドミントン★		貸切枠	貸切枠
	午後2	15:30~ 18:15	貸切枠	事業 1/3	貸切 2/3	バドミントン	貸切 1/2	事業 1/2	バドミントン★	貸切枠	貸切枠
	夜間	18:30~ 21:15	貸切枠	貸切枠		バドミントン★	貸切枠		バドミントン★	貸切枠	器械 1/2★

第2・4週	午前	9:00~ 11:45	貸切枠	貸切枠	貸切枠		貸切枠	事業 1/3	貸切 2/3	ポッチャ 1/3★	貸切 2/3	貸切枠	
	午後1	12:30~ 15:15	貸切枠	貸切枠	ミニテニス 1/2	貸切 1/2	貸切枠	ミニテニス 1/2	貸切 1/2	貸切枠		貸切枠	
	午後2	15:30~ 18:15	貸切枠	事業 1/2	貸切 2/3	貸切枠		事業 1/2	貸切 1/2	事業 1/2	貸切 1/2	貸切枠	貸切枠
	夜間	18:30~ 21:15	貸切枠	貸切枠		貸切枠		貸切枠	貸切枠	バレーボール ★ 2/3	貸切 1/3	貸切枠	器械 1/2★

第2 スポ-ツホ-ルの料金改定案について①

受益者負担など公共施設の使用料設定の基本的な考え方を整理した「多摩市公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」）に基づき、空調設置にあわせて総合体育館第2 スポ-ツホ-ル利用料金の令和9年4月1日からの改定を検討。空調設備の減価償却費や光熱費を反映させる。

なお、**料金の改定は空調を設置する第2 スポ-ツホ-ルのみ。**

理論値

市の使用料算定ルールに基づき算出。

団体利用料金（部屋貸し）においては1㎡・1時間あたりの空調費用を含んだ施設の維持管理経費を基に、該当施設の貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出。個人利用料金においては施設の維持管理経費を基に施設利用者数に応じた原価を算出。算出された原価を利用者負担率に応じて使用料の目安とする。

現行料金

第2 スポ-ツホ-ルは第1 スポ-ツホ-ルの面積単価（1㎡・1時間）を基に算出している。第1 スポ-ツホ-ルにおいては、基本方針における「基本ルールによらない算定」を認める施設として、「近隣自治体等の施設や市場価格等の均衡により算定する必要性が高い場合」を適用し、空調設置に合わせて団体利用料金は**近隣他市の同種施設の面積単価（1㎡・1時間）**の平均により算出。個人利用料金は**近隣他市の同種施設の個人利用料金**の平均により算出し、令和8年4月1日から適用開始。

改定案

現行料金と同じく「基本ルールによらない算定」とし、第1 スポ-ツホ-ルの面積単価（1㎡・1時間）を基に算出。

第2 スポ-ツホ-ル利用料金改正案

	変更後 (R9.4～)	変更前 (現在)
午前・午後	4,560円	3,670円
夜間	5,200円	4,710円
全日	18,880円	15,720円
個人(大人)	270円	210円
個人(子ども)	130円	100円

第2 スポ-ツホ-ルの料金改定案について②

①第1 スポ-ツホ-ルの料金 【近隣他市同種施設】第1SHと同程度面積（前後35%）のスポ-ツホ-ル、多摩市隣接自治体から抽出

自治体	施設	面積 (㎡)	市内団体利用料金			1㎡・1時間あたり金額		個人 料金
			(午前枠)	(午後)	(夜間)	(午前・午後)	(夜間)	
八王子市	富士森体育館 主競技場	1,540	9,000円/2時間50分	9,000円/2時間50分	10,500円/2時間50分	2.1円	2.4円	300円
八王子市	富士森体育館 分館競技場	1,177	4,200円/2時間50分	4,200円/2時間50分	4,800円/3時間00分	1.3円	1.4円	300円
八王子市	エスフォルタアリー-ナ八王子 サブアリー-ナ	2,190	14,400円/2時間30分	14,400円/2時間30分	14,400円/2時間30分	2.6円	2.6円	300円
府中市	総合体育館 第1体育室	1,512	8,600円/2時間15分	6,700円/2時間15分	12,000円/3時間00分	1.9円	2.7円	150円
町田市	総合体育館 メインアリー-ナ	2,400	9,110円/3時間00分	9,110円/3時間00分	9,110円/3時間00分	1.3円	1.3円	300円
町田市	町田中央公園 メインアリー-ナ	1,265	4,810円/3時間00分	4,810円/3時間00分	4,810円/3時間00分	1.3円	1.3円	310円
日野市	市民の森ふれあいホ-ル コミュニティホ-ル	2,349	13,800円/3時間30分	13,800円/3時間30分	9,000円/2時間00分	1.7円	1.9円	250円
日野市	南平体育館 アリー-ナ	1,675	15,000円/3時間00分	10,000円/2時間00分	13,000円/2時間00分	3.0円	3.9円	300円
稲城市	中央公園総合体育館メインアリー-ナ	1,778	10,720円/2時間50分	10,720円/2時間50分	10,720円/2時間50分	2.1円	2.1円	260円
平均	-	-	-	-	-	1.9円	2.2円	270円

近隣他市同種施設の平均値を基に算出

改定案	総合体育館 第1 スポ-ツホ-ル (R8.4~)	1,789	9,340円/2時間45分	9,340円/2時間45分	10,660円/2時間45分	1.9円	2.2円	270円
理論値 (参考)	-	-	28,780円/2時間45分	28,780円/2時間45分	28,780円/2時間45分	5.9円	5.9円	620円
多摩市 (現行)	総合体育館 第1 スポ-ツホ-ル	1,789	7,330円/2時間45分	7,330円/2時間45分	9,420円/2時間45分	1.5円	1.9円	210円

②第2 スポ-ツホ-ルの料金 第1SHの面積単価（1㎡・1時間）から算出

改定案	総合体育館 第2 スポ-ツホ-ル (R9.4~)	874	4,560円/2時間45分	4,560円/2時間45分	5,200円/2時間45分	1.9円	2.2円	270円
理論値 (参考)	-	-	14,070円/2時間45分	14,070円/2時間45分	14,070円/2時間45分	5.9円	5.9円	620円
多摩市 (現行)	総合体育館 第2 スポ-ツホ-ル	874	3,670円/2時間45分	3,670円/2時間45分	4,710円/2時間45分	1.5円	1.9円	210円

令和8年9月議会での条例改正を経て、空調設置後の利用料金としたい。

※市内子ども料金は130円

※市外団体の利用については、市内団体利用料金の2倍となる。

今後の予定

時期	内容
令和8年	2月 利用者・利用団体向け説明会
	3月 令和8年度当初予算の議会審議
	4月 工事契約事務
	9月 第2SH工事（閉鎖期間9月～2月見込、令和9年2月完了予定）
	9月 条例改正（第2SH利用料金上限額変更）
令和9年	4月 第2SH空調稼働・利用料金改定

説明会資料、工事詳細スケジュール等のお知らせは市ホームページに掲載

URL：<https://www.city.tama.lg.jp/kenkofukushi/1008238/sports/joho/1019462.html>

連絡先 多摩市くらしと文化部スポーツ振興課

TEL：042-338-6954

Mail：tm166000@city.tama.tokyo.jp

